

(案)

稲沢市 ICT 化推進計画

令和 2 年度（2020 年度）～令和 9 年度（2027 年度）

令和〇年〇月

目 次

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨..... P 1
- 2 計画の位置づけ..... P 1
- 3 計画の期間 P 2

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 国の動向 P 3
- 2 稲沢市の情報化の現状 P 6
- 3 計画の基本方針..... P 8

第3章 ICT化推進に向けたアクションプラン（前期）

- 1 取組事項 P 9
- 2 検討事項 P19

第4章 計画の推進

- 1 計画の推進 P24
- 2 計画の進行管理..... P24
- 3 計画推進の体系図..... P24

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

昨今の我が国の社会情勢として、少子高齢化の進展が特に顕著となっており、全国の地方公共団体がこの問題に直面しております。本市においても少子高齢化に伴う税収の落ち込みは、市民サービスの提供及び安定的な行政運営に対する大きな課題となっております。

今後も安定的な行政運営を確保し、市民サービスの質を向上していくためには、ICT¹の活用による行政手続きの簡素化・省力化、また、AI²や RPA³などの情報化技術を用いて業務効率の向上を図る必要があります。

このことから、ICTを取り巻く環境の変化に的確に対応し、ICTを積極的に活用して利便性の高い市民サービスの提供を進めるとともに、庁内業務の一層の効率化を図ることを目的に、稲沢市 ICT 化推進計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の情報化施策と整合性を図りつつ、稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）（以下、「ステージアッププラン」という。）を上位計画とし、ステージアッププランに掲げる市の将来像の実現に向けた取り組みを情報化の視点から支援する ICT 化推進の最上位計画とします。また国が定める「官民データ活用推進基本計画」に則して、本計画を策定し、官民データ活用推進に係る基本的な計画として位置づけるものとします。

稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）

稲沢市 I C T 化推進計画

市町村官民データ活用推進計画⁴

他計画

¹ Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

² Artificial Intelligence（人工知能）の略で、人間の知的ふるまいの一部をソフトウェアで人工的に再現したものです。

³ Robotic Process Automation（ロボティック・プロセス・オートメーション）の略で、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念です。

⁴ 官民データ活用推進基本法第9条第3項に基づき市町村の努力義務として策定する区域における官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）からステージアッププランの終期である令和9年度（2027年度）までの8年間とします。なお、情報通信技術を取り巻く環境は常に変動していくことから、令和5年度までを前期計画、令和6年度から最終年度までを後期計画と位置づけ、PDCAサイクルによる継続的改善を行いつつアクションプランの見直しを行います。

	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9
国	官民データ活用 推進基本法施行		世界最先端デジタル国家創造宣言 官民データ活用推進基本計画									
愛知県	あいちICT戦略プラン2020					あいちICTプラン 官民データ活用推進計画2025（仮称）						
				愛知県官民データ活用 推進計画（仮称）								
稲沢市				稲沢市ICT化推進計画(前期)					（後期）			
				稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）								

第2章 計画の基本的な考え方

1 国の動向

国は、平成 25 年 1 月に、IT 政策の立て直しに関する内閣総理大臣からの指示を受け、同年 6 月、新たな IT 戦略である「世界最先端 IT 国家創造宣言⁵」を閣議決定しました。

さらに、平成 28 年 12 月、国及び地方が官民データ利活用のための環境を総合的かつ効率的に整備することを目的とした「官民データ活用推進基本法⁶」を施行し、同 29 年 5 月、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画⁷」が閣議決定され、全ての国民が IT 利活用やデータ利活用を意識せず、その便益を享受し、真に豊かさを実感できる社会である「官民データ利活用社会」のモデルの構築を目指しています。

また、官民データ活用の推進に関する施策については、図 1 のとおり 5 つの取組みを柱とし、地域の実情に応じた市町村官民データ活用推進計画の策定を求めています。

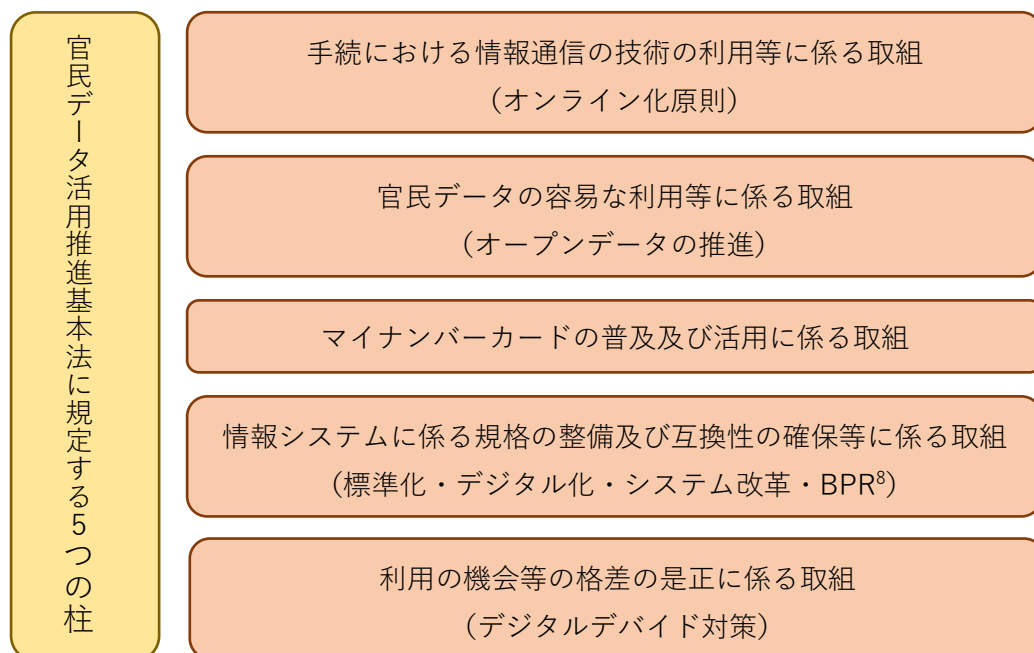


図 1

⁵ 平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された宣言。基本理念は閉塞を打破し、日本を再生させること、世界最高水準 IT 利活用の社会の実現させること。

⁶ 平成 28 年 12 月 14 日に施行された官民データの適正かつ効果的な活用を推進する法律。

⁷ データがヒトを豊かにする社会の実現を目指し平成 29 年に閣議決定された宣言。また官民データ活用推進基本法の施行により、官民データ活用推進基本計画を同時期に策定。

⁸ ビジネスプロセス・リエンジニアリング (Business Process Re-engineering) の略。既存の業務内容、手順、ルール等を抜本的に見直し、業務全体の最適化を図ること。

1-1 教育分野における ICT 利活用の推進

総務省は、教育分野における ICT 利活用を推進するため、文部科学省と連携し、平成 26 年度から同 28 年度まで「先導的教育システム実証事業」を実施しました。これは、クラウド技術を活用することにより、児童生徒や教職員が多種多様なデジタル教材やツールを、いつでも、どこでも利用し、かつ低コストで導入、運用可能な「教育クラウド・プラットフォーム⁹」の実証に取り組み、実証成果である「教育クラウド・プラットフォーム」の参考仕様や教育現場におけるクラウド活用の先進事例について、全国の教育委員会に対し、普及・展開しております。

さらに、平成 29 年度からは、文部科学省と連携し、「スマートスクール・プラットフォーム実証事業¹⁰」を実施し、クラウド化を推進し、教職員が利用する「校務系システム」と児童生徒が利用する「授業・学習系システム」におけるデータを活用した、教職員の事務効率化、適応性のある学習指導等を可能とするべく、両システムの安全かつ効果的な情報連携方法等について実証を行っています。今後は、「スマートスクール・プラットフォーム」として標準化し、全国の学校に普及させるとともに、その円滑な運用基盤となる次世代ネットワーク環境についてガイドラインを策定する予定です。

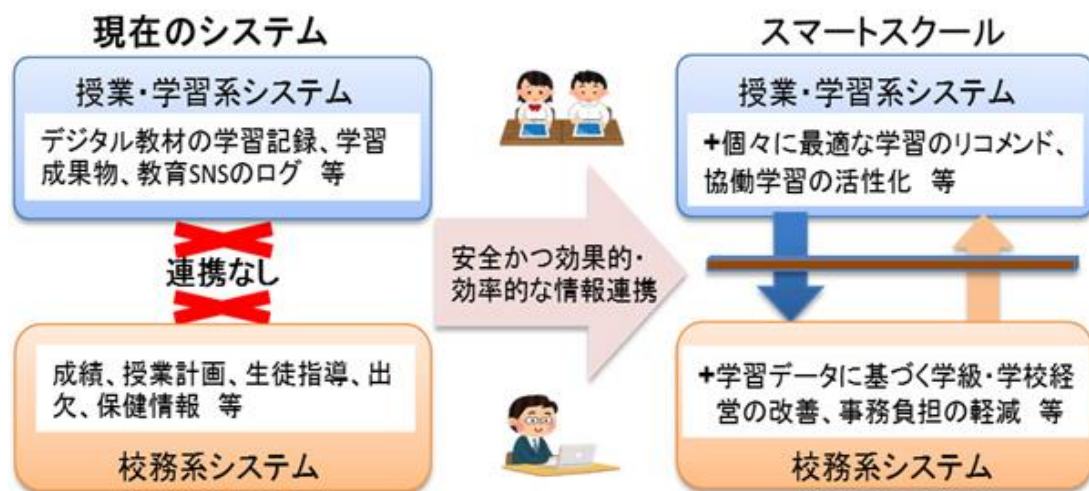


図.スマートスクール・プラットフォーム（出典：総務省）

⁹ 総務省が構築した学校向け教育クラウドサービス。いつでも・どこでも多様なデジタル教材で学ぶことができ、かつ低コストで導入・運用可能なシステム。

¹⁰ 総務省が文部科学省と連携し、平成 29 年度から行っている教職員が利用する「校務系システム」と児童生徒も利用する「授業・学習系システム」間の、安全かつ効果的・効率的な情報連携方法等について検証する実証事業。

1-2 ICTによる地方行政経営改革の推進

国は、行政のデジタル化実現に向けた取り組みとして平成30年7月に「デジタル・ガバメント実行計画¹¹」を改訂し、自治体の取り組みを強化する内容として2023年度までにクラウド1,600団体、自治体クラウド1,100団体の導入を目標とし、AIやRPA等による業務効率の推進、革新的ビッグデータ処理技術の活用を推進することとしています。また、令和元年5月、行政手続きを原則オンライン化する「デジタル手続法¹²」を可決成立させ、住基法、公的個人認証法、マイナンバー法等を改正し、行政手続きの利便性向上や行政運営の簡素化・効率化が進められます。

総務省が所管する「自治体戦略2040構想研究会¹³」では、平成30年7月に、2040年の自治体の姿を提言しました。労働力の絶対量が不足する時代が到来する中で、人口縮減時代のものの見方への転換が必要であり、破壊的技術¹⁴を使いこなすスマート自治体の確立、自治体行政の標準化・共通化が求められています。また、個々の市町村が行ってきた行政のフルセット主義から脱却することが重要であるとし、都道府県と市町村の二層制を柔軟化し、圏域単位での行政を進め、それぞれの地域に応じて都道府県と市町村の機能を結集した行政の共通基盤の構築が必要であることを示しています。

¹¹ 官民データ活用推進基本法及び「デジタル・ガバメント推進方針」に示された方向性を具体化し、実行することによって、安心、安全かつ公平、公正で豊かな社会を実現するための計画。

¹² 正式名称は、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」であり、デジタル手続法のほか、デジタルファースト法とも呼ばれ、情報通信技術を活用し、行政手続き等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図るための法律。

¹³ 高齢者(65歳以上)人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で、バックカスティングに今後の自治体行政のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討することを目的とした、総務大臣主催の研究会。

¹⁴ 従来の価値基準の下では従来製品よりも性能を低下させるが、新しい異なる価値基準の下でいくつかの優れた特長を持つ新技術を指す。

2 稲沢市の情報化の現状（主な導入システム等）

（1）教育

有線ネットワーク整備（市内全小中学校整備済）

市内の全小中学校を対象に、普通教室(一部特別教室を含む)及び職員室へのネットワークを整備。

コンピュータを有線ネットワークに参加することでインターネット、電子メール等のサービスを利用することができることとなった。

コンピュータ室整備（市内全小中学校整備済）

市内の全小中学校を対象に、1 クラスの生徒全員が同時にコンピュータを利用することができる規模の環境を整備。

据置型のコンピュータを設置し、コンピュータを利用した学習が可能となった。

校務支援システム（平成 28 年度 導入）

児童生徒の情報を一元管理するシステムを整備。

教師と生徒を紐付け、成績管理等に利用するものであり、教師の事務負担の軽減が図られた。

（2）市民サービス・防災

ホームページリニューアル（平成 30 年度 導入）

コンテンツ管理システム（CMS：Content Management System の略）を導入し、災害や緊急時の情報などをタイムリーに情報発信することができ、スマートフォンなどの携帯端末にも対応した。

子育て支援アプリ（平成 30 年度 導入）

スマートフォンアプリを活用して、子育てに関する情報の検索や、子どもの年齢や居住地区に応じたイベント情報等の配信をすることができる。

また、子育てに関する専用サイトも開設し、情報発信力を高めた。

図書館システムリニューアル（平成 30 年度 更新）

図書館システム更新に際し、資料の一括予約、利用者ポータル等の機能追加を行うとともに令和元年 6 月から Felica による資料貸出サービスを開始した。

Jアラート（平成 22 年度 導入）
弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステムを導入した。

緊急情報配信システム（平成 21 年度 導入）
気象情報(警報・注意報・特別警報を含む)をはじめ、警察からの不審者情報、市からの避難所開設等に係る情報をメールにて配信するシステムを導入した。

（３）行政システム

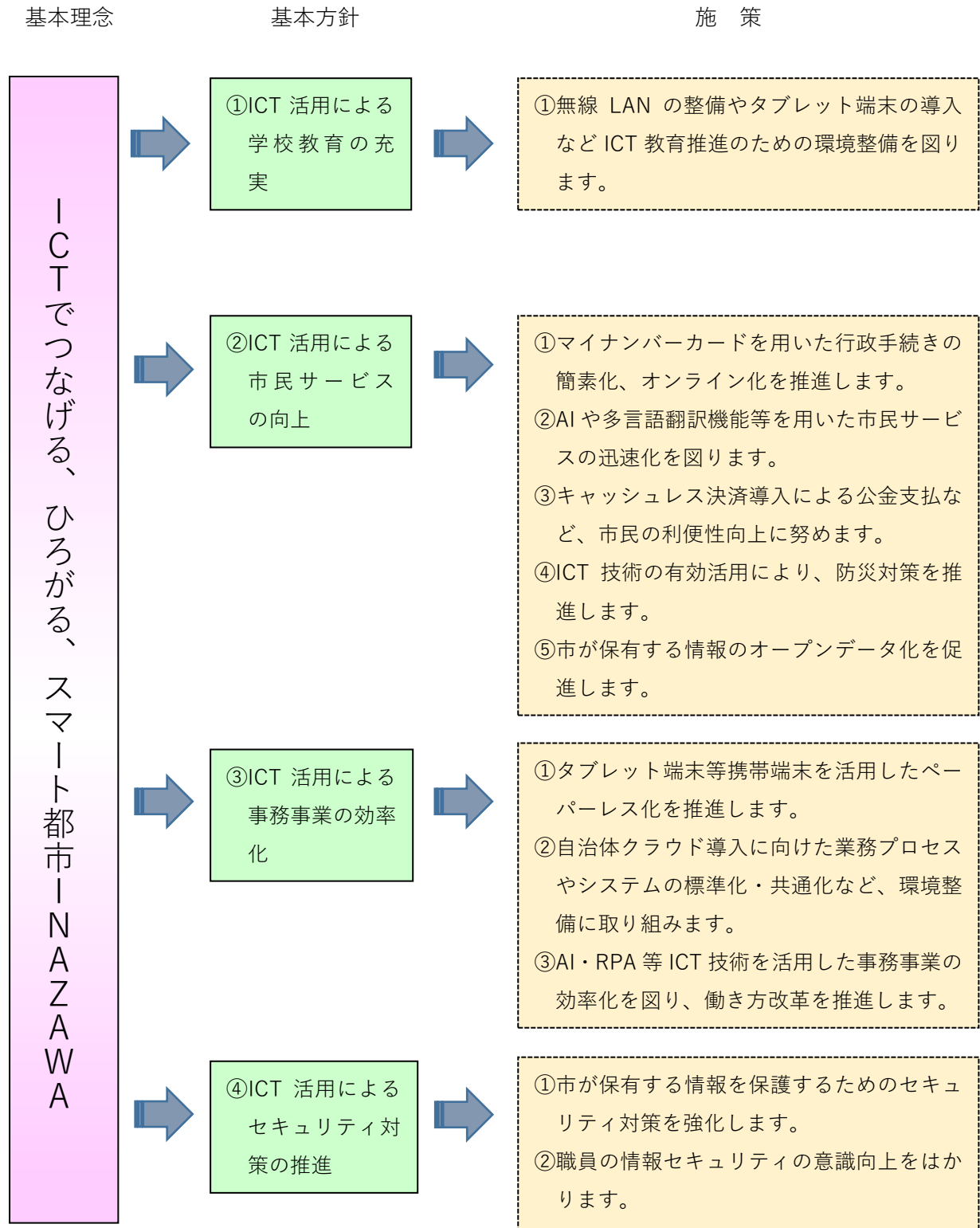
地図情報の共有化(統合型地理情報システム)（平成 29 年度 更新）
航空写真や水路等の地図情報を市役所内の各課で共有できるシステムを構築。 各課で整備している情報を、その他の課でも利用できるようになり、地図情報の可用性が高まった。

仮想化基盤への集約(一部行政情報系)（平成 31 年度 更新）
行政情報システムを同一ベンダーに統一することで共通ハードウェア上にシステムを構築。 システムが稼働しているサーバのハードウェア部分を共通化することで、サーバの処理能力を無駄なく利用することができるようになった。

（４）情報セキュリティ対策

ネットワーク分離（平成 28 年度 導入）
国の要請により情報漏洩を未然に防ぐため、用途毎にコンピュータが利用するネットワークを分離。 主に「個人番号を利用するネットワーク」、「個人番号は利用しないが個人情報を利用するネットワーク」、「インターネットを利用するネットワーク」の３系統に分離をすることで情報漏洩に対する対策を実施。

3 計画の基本方針



第3章 ICT 化推進に向けたアクションプラン（前期）

1 取組事項

取組事項は将来にわたり安定した行政運営を担うため、着実に実施していくべき重要な事業を示します。

基本方針	ICT活用による学校教育の充実			施策番号	1-1
事業名	小中学校への無線LANの導入				
国の施策との紐付け	第3期教育振興基本計画（ICT利活用のための基盤整備） 官民データ活用推進基本法（デジタルデバイド対策）				
担当課	学校教育課				
事業概要	市内小中学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなど情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図るため、普通教室等に無線LAN環境を整備する。				
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	
					
評価項目	市内小中学校に無線LAN環境を整備				

基本方針	ICT活用による学校教育の充実			施策番号	1-1
事業名	小中学校における学習用コンピュータ（タブレット）の導入				
国の施策との紐付け	第3期教育振興基本計画（ICT利活用のための基盤整備） 新学習指導要領（ICTを活用した学習活動の充実） 官民データ活用推進基本法（デジタルデバイド対策）				
担当課	学校教育課				
事業概要	各教科等におけるICT活用を推進するため、市内小中学校において初年度1,400台（32校）程度のタブレット端末を導入する。				
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	
					
評価項目	利用件数				

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2-2
事業名	多言語翻訳システムの導入		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（デジタルデバйд対策）		
担当課	情報推進課		
事業概要	多言語翻訳機等を外国人の対応が多い窓口に設置する。また共用分として、情報推進課で予備機を管理する。		
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
			
評価項目	利用件数		

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2-3
事業名	キャッシュレス決済システムの導入		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（オンライン化原則）		
担当課	収納課		
事業概要	LINEPay等のキャッシュレスによる支払いに対応することにより、公金の納付手段を拡大し、市民の利便性の向上を図る。		
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
評価項目	利用件数		

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2-3
事業名	オンラインによる口座振替受付システムの導入		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（オンライン化原則）		
担当課	収納課		
事業概要	国が進めるオンライン手続き推進の一環として、口座振替の受付業務を、従来の窓口申請に加え、インターネットを活用した登録を可能にするシステムを導入することで市役所に出向くことなくペーパーレス・印鑑レスにて口座振替の手続きが可能とすることにより、利便性の向上と市民サービスの向上を図る。		
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
			
評価項目	利用件数		

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2-4
事業名	Net119（聴覚・言語機能障害者に対応した119番通報システム）の導入		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（デジタルデバイド対策）		
担当課	情報指令課		
事業概要	会話に不自由な聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等の画面タッチ又は文字入力で、119番通報を可能にするシステムを構築する。		
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
	運用		
評価項目	利用件数		

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2-4
事業名	避難所・公共施設等への公衆無線LANの整備		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（デジタルデバイド対策）		
担当課	危機管理課 各課		
事業概要	災害発生時に避難所で活用できるよう、また公共施設において市民が手軽に情報収集できるように公衆無線LANを整備する。		
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
			
評価項目	利用件数		

基本方針	ICT活用による事務事業の効率化	施策番号	3-3
事業名	AI・RPAを活用した事務の効率化の推進		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（標準化・デジタル化・システム改革・BPR）		
担当課	収納課 各課		
事業概要	市税等の口座振替申請の処理においてRPAの実証実験を実施し、導入効果を検証するとともに、他課の事務処理に有効ならば順次拡大していく。		
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
			
評価項目	時間外勤務の削減		

基本方針	ICT活用による事務事業の効率化	施策番号	3-3
事業名	公立保育園のパソコンの増設		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（標準化・デジタル化・システム改革・BPR）		
担当課	保育課 情報推進課		
事業概要	増加する各保育園の事務量に合わせ、パソコンを20台増設することにより、事務を円滑に処理し、業務改善を図る。		
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
	構築 運用		
評価項目	時間外勤務の削減		

基本方針	ICT活用によるセキュリティ対策の推進	施策番号	4-2
事業名	情報セキュリティ研修の充実		
国の施策との紐付け	官民データ活用の推進（セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保）		
担当課	情報推進課		
事業概要	情報セキュリティインシデントの未然防止、拡大防止、迅速な復旧、再発防止対策の実効性を高めるため、全職員に対しセキュリティ研修を実施する。また、外部講師等を活用し、研修内容の充実を図る。		
スケジュール	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)
			
評価項目	研修の受講率		

2 検討事項

検討事項は市が将来に備え、積極的に進めるべき事業ではあるものの、事業の有効性や評価指標の設定など、継続的な分析を必要とするものであり、適切な時期に事業化に着手します。

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2-1
検討事項	マイナンバーカードの取得率及び住民利便性の向上		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（マイナンバーカードの普及・活用）		
担当課	企画政策課 情報推進課 市民課		
検討内容	住民及び企業等に取得勧奨等を行い、マイナンバーカード取得率向上を図るとともに、市民の利便性向上に向けた、マイキープラットフォームへの参加を検討する。		

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2-2
検討事項	ごみ分別アプリの導入		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（標準化・デジタル化・システム改革・BPR）		
担当課	資源対策課		
検討内容	市民の利便性を向上しつつ、分別の徹底を図り、ごみの減量・再資源化を促すことを目的に、ごみの分別区分の検索や収集日の確認を会話形式によるAIロボットが答えることが可能なスマートフォン用アプリの導入を検討する。		

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2-4
検討事項	緊急情報配信システムの機能拡充		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（デジタルデバイド対策）		
担当課	危機管理課 情報推進課		
検討内容	緊急情報配信は現在電子メールのみで運用されているが、電話、FAX、LINE、SNS等、多様な手段で情報配信できるよう、機能の拡充を検討する。		

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2-5
検討事項	オープンデータ化の推進		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（オープンデータの推進）		
担当課	情報推進課 各課		
検討内容	国が提示する推奨データセット等を参考として、市が保有するデータのオープン化を進め、オープンデータカタログサイトの開設を検討する。		

基本方針	ICT活用による市民サービスの向上	施策番号	2
検討事項	ICT活用に関する官学・官民協働		
国の施策との紐付け	—		
担当課	情報推進課		
検討内容	ICTに関する専門大学や民間企業との協働により、新たなICT技術の活用方法を検討していく。		

基本方針	ICT活用による事務事業の効率化	施策番号	3-1
検討事項	議会におけるタブレット端末等の導入		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（標準化・デジタル化・システム改革・BPR）		
担当課	議事課		
検討内容	本会議や常任委員会等で使用する会議資料をデータ化し、またスケジュール管理や連絡調整、各議員間の情報共有など、ペーパーレス化を進めるとともに、事務の効率化を図ることを目的にタブレット端末の導入を検討する。		

基本方針	ICT活用による事務事業の効率化	施策番号	3-2
検討事項	行政情報システム（基幹系システム）の自治体クラウド導入		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（標準化・デジタル化・システム改革・BPR）		
担当課	情報推進課		
検討内容	行政情報システム（基幹系システム）のクラウド化を推進し、システムの安定稼働、運用経費の削減を目的とし、業務プロセスの標準化、システムのカスタマイズ抑制を図り、将来の自治体クラウド移行に向けた環境整備を行う。		

基本方針	ICT活用による学校教育の充実	施策番号	3-3
検討事項	学校給食管理システムの導入		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（標準化・デジタル化・システム改革・BPR）		
担当課	庶務課		
検討内容	学校給食公会計化に伴い、従来各学校で徴収していた給食費を教育委員会で徴収、管理することを見据え、事務量の軽減を目的に収納管理システムの導入を検討する。		

基本方針	ICT活用による事務事業の効率化	施策番号	3-3
検討事項	保育園業務支援システムの導入		
国の施策との紐付け	官民データ活用推進基本法（標準化・デジタル化・システム改革・BPR）		
担当課	保育課		
検討内容	保育園全体での情報共有及び事務の効率化を図ることを目的として、保育日誌、発達記録等の書類作成、園児の利用日や登退園時間を管理するシステム及び無線LANの導入を検討する。		

基本方針	ICT活用によるセキュリティ対策の推進	施策番号	4-1
検討事項	行政情報システム（基幹系システム）端末のシンクライアント化		
国の施策との紐付け	官民データ活用の推進（セキュリティ及び個人情報の適正な取扱いの確保）		
担当課	情報推進課		
検討内容	行政情報システム（基幹系システム）は住民情報等の機密性の高い情報を扱っていることから、各端末に記憶機能を持たないシンクライアント端末の導入を検討する。		

第4章 計画の推進

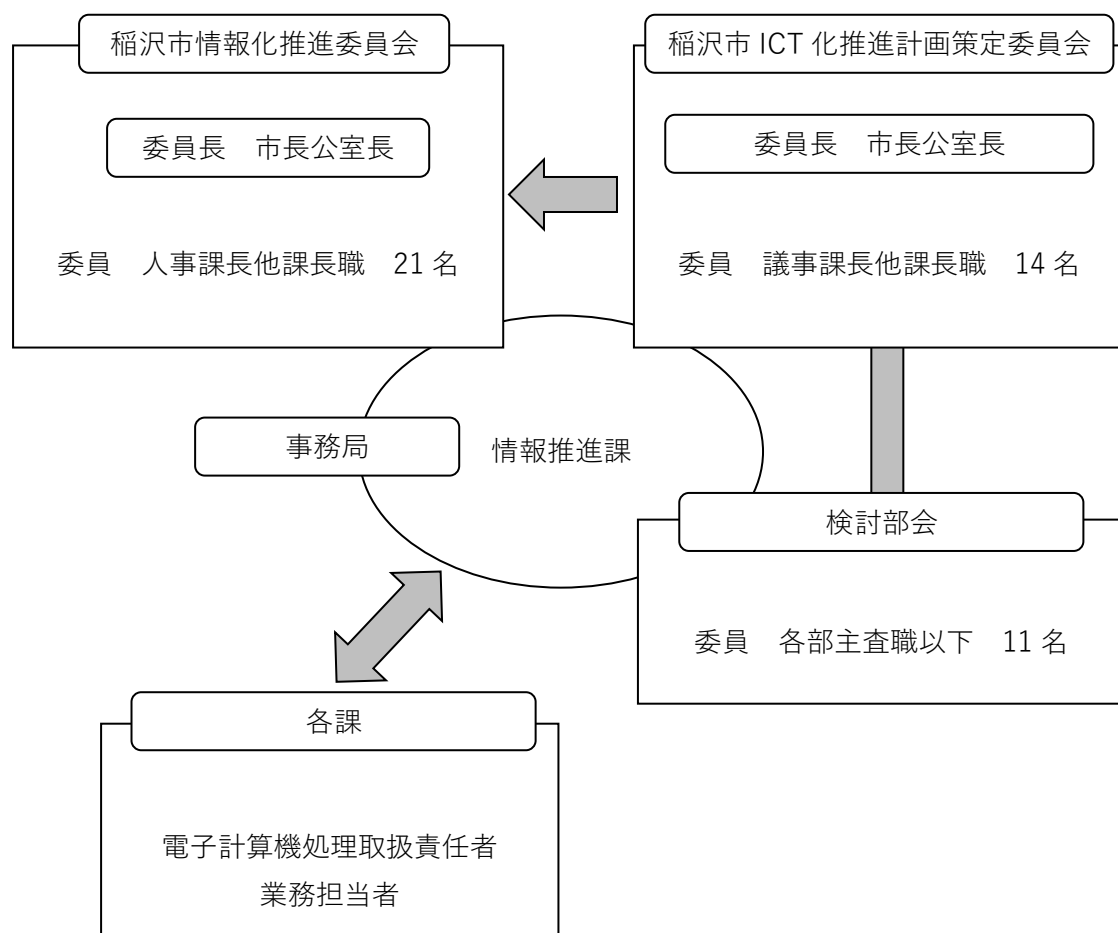
1 計画の推進

本計画の推進にあたっては、稲沢市情報化推進委員会及び稲沢市 ICT 化推進計画策定委員会が基本方針に従って各部門のアクションプランの進捗状況を管理します。また、費用対効果の検証を十分に行い、最少の経費で最大の効果を挙げることに留意して進めます。なお、ICT に関しては技術革新と社会環境の変化が著しいことから、実施スケジュールの見直しを柔軟に行います。

2 計画の進行管理

施策の実施に関しては、毎年度達成度合いを確認し、課題の把握及び改善に向けて対策を講じます。

3 計画推進の体系図



稲沢市 ICT 化推進計画

発行日 令和〇年〇月

編集 稲沢市 市長公室情報推進課

〒492-8269 稲沢市稲府町 1 番地

電話 0587-32-1142（ダイヤルイン）